

目 次

はじめに 「2050年のまいつる～森林と木のある暮らし」

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1 森林整備の現状と課題	3
2 森林整備の基本方針	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	6
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3 その他必要な事項	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5 その他必要な事項	16
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17

2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	19
第1	鳥獣害の防止に関する事項	19
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	20
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	21
V	その他森林の整備のために必要な事項	21
1	森林経営計画の作成に関する事項	21
2	生活環境の整備に関する事項	21
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	21
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	22
7	その他必要な事項	22
別表1	森林の区域の設定（ゾーニング）	23
別表2	基幹路網の開設・拡張に関する計画	24
別表3	鳥獣害防止森林区域	25
別表4	森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	25
別表5	森林の総合利用施設の整備計画	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

舞鶴市は、京都府の北東部の位置にあり、北部は日本海若狭湾に面し、東部及び西部、南部には、隣接する他市町との境界に標高約600m前後の山々が連なり、平坦部の耕地や市街地を三方から囲むように森林が広がっており、これらの森林を水源として大小の河川が舞鶴湾に注いでいる。

本市の面積は、34,213haで、うち森林面積は26,923haと総面積の79%を占めている。民有林面積は26,150haで、うちスギ・ヒノキ等の人工林面積は8,359haで、人工林率32%と府平均の38%に比べ、低位にある。また、人工林のうち35年生以下の若い林分は430haで人工林の6%、36～60年生の林分も3,072haと人工林の37%を占め、長伐期施業に移行する中、主伐・再造林を行い、年齢構造の平準化が今後の大きな課題となっている。

また、本市の森林面積のうち5%に当たる1,349haが竹林で、府内で最も竹林面積が多いが、代替品の普及及び外国からの安価な輸入物におされて、竹材の需要は減少し、更に林業労働者の減少・高齢化が進む中、竹を取り巻く環境は厳しい状況におかれている。

このような中、竹林が放置され、不良竹林の増加により、植林地への竹の侵入による生長阻害などの影響が出ており、不良竹林の改良、植林地での除伐を進めるとともに、それに伴い生産される竹の有効利用が今後の課題となっている。

近年、森林に対する期待が多様化し、木材生産をはじめとした林産物の供給のほか、経済面や公共面に加え、レクリエーションや教育、スポーツの場としての利用など、心身の健康面にまでその活用が広がっている。

一方、その担い手である林業、木材産業、その展開の場である山村をめぐる環境は、一層厳しさを増しており、これまで享受してきた森林の恩恵や効用を確保していくことが困難な状況となっている。

そうした中、森林資源の造成・確保、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ることは、市民の暮らしを守る上で極めて重要な課題である。

そのため、舞鶴市は森林整備を推進する上で不可欠な森林組合等林業事業体の林業技術員、林業作業員の能力向上に向けた取組みの支援を行う。また、森林組合等林業事業体は施業の集約化・機械化を図り、木材生産体制の強化を図る必要がある。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の現況並びに自然的条件及び社会的要請等を考慮し、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域別の状況、期待する森林の有する多面的機能と目指すべき森林の姿は、下記のとおりとする。

① 保健・レクリエーション機能

加佐地区は、その中心を清流「由良川」が流れ、丹後天橋立大江山国定公園に位置する由良ヶ岳、赤岩山などの山々に囲まれた地区で、林道上漆原線の開設・改良と併せて整備された由良ヶ岳遊歩道や展望広場等既存の施設の有効利用を図るため、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理を行い、住民に憩いと学びの場を提供する森林を目標とする。

② 山地災害防止／土壌保全機能、快適環境形成機能

西地区、東地区は、市街地を包含する地区で、開発による森林の減少がみられる。適正な森林整備により、下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く

広く発達した土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。または、多様な樹種を増進する施業や適正な保育・間伐等により樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

③ 文化機能、生物多様性保全機能

大浦地区は、若狭湾に面した半島部で、豊かな自然環境に恵まれるとともに、半島北端の瀬崎地区より半島中央部の空山まで、1級林道が14.8km開設されている。この林道沿いに整備された大浦森林公園（保健保安林）の展望広場等既存施設の有効利用を図るため、優れた自然景観や歴史的風致を構成している森林、あるいは郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林を目標とする。

また、神崎海岸の松林（保健保安林）や京都府歴史的な自然環境保全地域に指定されている鹿原地区の金剛院周辺並びに若狭湾国定公園に位置する青葉山周辺は、その土地固有の自然条件・立地条件に適した森林を保持し学術的に貴重な動植物や景観を有していることから、これらの保全を森林の目標とする。

④ 水源涵養機能

東地区から西地区にかけての南部山地は、標高600m程度の山々が連なり、舞鶴湾に流れ込む主要な河川の上流に位置する森林地帯となっている。生活用水、農業用水、工業用水についての重要な水源である。適正な森林整備によって団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好な森林を目標とする。

⑤ 木材等生産機能

加佐地区は、本市の主要な林業地であり、人工林率も44%と府平均を上回っている。このため、本市林業振興の中心として位置付け、生産基盤の整備や機械化に積極的に取り組むとともに、丹州材（中丹地域で生産されるスギ・ヒノキの優良材）の供給地としての振興を図る。また②～④の人工林において、形質の良好な林木から成り生長量が多く期待される森林にあつては、林道等の生産基盤が整備された森林を目標とする。①～④までの（注）森林の有する公益的機能の発揮が期待される森林においては、森林の有する公益的機能の発揮を確保させた上で木材等生産機能を確保するものとする

（注）森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、由良川地域森林計画に定める森林の整備及び保全の基本方針を踏まえ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進する。その状況を適確に把握するために、森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。具体的には、森林の有する多面的機能が発揮される場である（1）で掲げる「地域」を基本単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林保護等に関する取り組みを推進することとする。

森林の有する諸機能を高度に発揮するための森林の区分に応じた望ましい森林の姿への誘導の考え方は、次のとおりとする。

① 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、木材等生産機能の発揮を期待する森林については引き続き育成単層林として維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な施業により異齢林によるモザイク的配置を考慮することとする。水源涵養機能又は山地災害防止／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。急傾斜地又は成長量が低い等の理由で森林経営に向かない森林については、森林の有する公益的機能の発揮のため針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、適正な間伐等の繰り返しにより長期にわたり育成単層林を維持するか、又は針広混交の育成複層林に誘導する。また、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

② 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力を活用した更新を促し、天然生林に誘導する。

② 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、森林の有する公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、継続的な資源利用が見込まれる里山林等の森林については、更新補助作業により確実な更新を図ることとし、育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

府、市、森林組合、森林所有者、森林管理事務所、林業事業体等との相互の連絡を密にし、森林総合監理士（フォレストラー）による支援活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じた森林施業の集約化の取り組みを推進していく。また、森林組合や林業事業体等への森林経営の長期受委託による経営規模の拡大を促進し、共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的な展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

特に、利用間伐に重点を置いた森林整備を進める必要があることから、森林組合や林業事業体等の森林作業道等基盤整備促進のための体制整備を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次の表のとおりとする。

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	その他 針葉樹	広 葉 樹
全 域	40年	45年	40年	40年	15年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採する場合においては、由良川地域森林計画に定める標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図る。

主伐については、更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、次に示す方法に従って適確な更新を確保するものとする。また、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。さらに、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行う。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努める。

施業の区分	標 準 的 な 方 法
育成単層林施業	皆伐を原則とする。 皆伐は、主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮のため、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。尾根筋、溪流沿いでは保護樹帯を設置するよう努めるものとする。
育成複層林施業	① 択伐 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の材積を維持するものとする。単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とすること。 ② 択伐以外 伐採後の適確な更新を確保するため、材積にかかる伐採率が70%以下の伐採とすること。

- 3 その他必要な事項
特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名 (針 葉 樹)	樹 種 名 (広 葉 樹)
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・アカマツ	クヌギ・コナラ・ケヤキ

(注) 植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。） 、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定するものとする。

また、更新に当たっては、エリートツリー等の成長に優れた苗木の植栽、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。なお、花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加にも努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次に示す本数を基本として決定するものとする。

なお、活着率や初期成長の優れたコンテナ苗や成長の優れたエリートツリーを活用する場合等においては、低密度植栽（植栽本数1,500本/ha程度）を推進する。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	中仕立て 疎仕立て	3, 0 0 0 1, 5 0 0	植栽本数は、目標林型・立地条件等により調整する。加えて、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。 また、『スギ・ヒノキ・カラマツにおける低密度植栽のための技術指針』（令和2年3月 林野庁）より、スギ・ヒノキの疎仕立ての植栽本数は、成林や木材利用に影響が少ない
ヒ ノ キ	中仕立て 疎仕立て	3, 0 0 0 1, 5 0 0	
ア カ マ ツ	密仕立て 疎仕立て	5, 0 0 0 3, 0 0 0	

広 葉 樹	密仕立て 疎仕立て	5, 0 0 0 3, 0 0 0	とされている1,500本/haでも可とする。 ただし、造林に関する補助を受ける際は、植栽本数は各補助要綱・要領等に定められたもので行うこと。
-------	--------------	----------------------	---

(注) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林課と相談の上、適切な植栽本数を判断すること。

複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈り地拵えとし、約10m間隔で棚積みを設ける。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、多雪地域では三角植えとする。
植栽の時期	裸苗：10月～11月または3月～4月に行うものとする。 コンテナ苗：極寒、極暑を除く適切な時期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、人工造林地で更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

択伐による伐採を行う場合にあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名（針 葉 樹）	樹 種 名（広 葉 樹）
天然更新の対象樹種	(天然下種更新) アカマツ・スギ・ヒノキ	(ぼう芽更新及び天然下種更新) カシ類・シイ類・ナラ類・クリ・サワグルミ・イヌブナ (天然下種更新) ブナ・シデ類・カエデ類・ケヤキ・ミズメ

(注) 上記の樹種以外の樹種を更新対象としようとする場合は、林業普及指導員又は市農林課と相談の上、

適切な樹種を選択すること。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新については、気候、地形、土壌、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等の森林の現況等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
2の(1)による	伐採後の天然更新候補地では、ササなどの林床植生の再生により更新予定木の稚樹は被圧を受け、枯死消滅しやすい。したがって、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、更新予定面に均等に配置されるなど成林の見込みがたった段階を更新完了とする。 なお、更新完了の基準は立木度とし、更新対象樹種が立木度3以上となった段階をもって更新完了とする。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との比を十分率で表したものである。5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して、必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新は必要に応じ芽かきを実施することとする。優良芽を1株当たり2～3本残すものとする。また、更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

由良川地域森林計画に定められた天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により、確実に更新を図る。

更新状況の確認は、原則として標準地調査により行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の完了確認については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

また、択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系に基づく保育等の実施が確実な場合、天然更新の完了確認は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を目安とする。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準によることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

特に指定すべき区域はない。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

(1) 天然更新作業、複層林施業等に関する施業体系として参考となる基準に、京都府が定める次の森林造成の技術指針がある。

① アカマツ・ヒノキ混交林育林技術指針（平成6年3月京都府林業試験場）

② しいたけ原木林造成技術（平成2年3月京都府）

(2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数のうち「疎仕立」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

(3) 広葉樹については、種の遺伝的多様性・地域性を保全するよう、用いる苗の在来性・在地性に注意が必要である。

(4) 災害に強い森林づくりについては、次の資料を参考とすること。

① 気象災害に強い森林づくり検討委員会報告書（平成17年12月京都府災害に強い森林づくり検討委員会）

② 京都府における多雪地帯の造林育林施業（昭和61年3月京都府林業経営協議会造林育林部会）

③ 雪害防除のための育林技術（昭和62年3月京都府農林水産部林務課）

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、良質材の生産のみならず、健全な森林の造成に伴う森林の有する公益的機能の維持・増進に不可欠な施業であり、森林整備を進める上で緊急かつ重要な課題であるが、十分に実施されていない状況にある。

今後、計画的な間伐・保育施業の推進が図られるよう、関係機関との連携を密にし、森林所有者への呼びかけ、集落会議・間伐講習会・先進地視察等のほか、広報誌を通じての普及・啓発を行い、集約化の促進を図り、森林経営計画の作成を推進していく。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準とし、適正な間伐とは、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う、立木材積35%以内の伐採とする。

また、施業の効率化・省略化を図るため、列状間伐の普及促進に努めることとする。

樹 種	施業 体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法	備 考
			初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目		
ス ギ	育成 単層林	1,500 ～ 3,000	25 年	40 年	60 年	80 年	間伐率は、本数で 20～40%、材積 で20～35%とす る。	標準的な 間伐の間隔
ヒノキ	育成 単層林	1,500 ～ 3,000	30 年	45 年	65 年	85 年	間伐木の選定は、 適度な下層植生を有 した林分構造が維持 され、根系の発達が 促されるように行 う。 高齢級の森林にお いては立木の成長力 に配慮すること。	標準伐期齢未満 15年 標準伐期齢以上 20年

(注) 風害及び雪害に留意し、形状比の高い林分については強度の間伐を行わないこととする。

複層林施業を推進する場合は、単層林である場合の R_y （収量比数）が0.85以上の森林においては、 R_y が0.75以下となるように実施すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

作業種	樹種	実施すべき林齢 及び回数	標準的な方法	備 考
下刈り	スギ	1～7年生 6回	造林木が雑草木類の1.5倍以上の高さになるまでを目安に、6月中旬から8月中旬に実施する。	林木の生長が遅い箇所では、標準的な方法に示す林齢を超える場合であっても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこと。 なお、エリートツリー等の成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所等においては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとする。
	ヒノキ	1～8年生 6回		
雪起こし	スギ	2～8年生 6回	融雪後、出来るだけ早い時期に行い、小さいものは、根踏みを行う。ビニールテープ、麻縄等を使用して、やや強めに起こす。ビニールテープは、木肌に巻き込むので、適当な時期に切り取る。	植付の翌年度から7年間継続して4月上旬から5月上旬に実施すること。なお、初回は、融雪直後根踏み支柱起しを実施することとする。
	ヒノキ	2～8年生 6回		
つる切り	スギ	9・13年生 2回	下刈り終了後、5年経過した頃に、つるの繁茂が著しい所で実施する。実施時期は、7月頃を目安とする。	つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないように実施すること。
	ヒノキ	9・13年生 2回		
除伐	スギ	11～15年生 2回	目的外樹種の除去とする。必要に応じ、病虫害木、損傷木等不良木を淘汰する。	できるだけ4月から6月の間に実施し、秋季にはなるべく実施しないこと。
	ヒノキ	11～15年生 2回		
枝打ち	スギ	11～30年生 3回	ひも枝打ち及び地上3～4mまでの枝打ちとし、2回から3回にわたり実施する。林木の生長に及ぼす影響が比較的小さい10月～4月にかけて行う。林縁木は、防風、防雪面から枝打ちは行わない。	厳冬期は傷口が凍り割れやすく、また、作業動作が鈍ること等から避けること。
	ヒノキ	15～30年生 2回		

※京都府における多雪地帯の造林育林施業（S61.3月）に準じる

（注）上記の樹種以外の樹種を保育する場合は、林業普及指導員又は市農林課と相談の上、適切な保育を行うこと。

また、4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施すること。

3 その他必要な事項 特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、公益的機能別施業森林として下記のとおり定める。

（1）水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1（水源^{かん}涵養機能維持増進森林）に定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、伐期の延長を推進すべき森林として定める。

立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期^{かん}齢＋10」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が20haを超えないものとする。

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源^{かん}涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が低い森林として、伐採後の林分において森林の機能を確保するものとし、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進すべき森林として定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健休養や教育的利用に適した場を提供する観点から、多様な施業による森林整備や間伐等の繰り返しによって、長期にわたって期待する森林の機能を維持すべき森林として定める。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（1）のA及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林として定める。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに下記に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

そのため、森林施業の方法は、長伐期施業または複層林施業（択伐によるものを除く）とする。
立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×2×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとする。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

そのため、森林施業の方法は、長伐期施業または複層林施業（択伐によるものを除く）とする。
長伐期施業の立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×2×0.8」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとする。

複層林施業（択伐によるものを除く。）の立木の主伐は、伐採率70%以下の伐採とする。また、標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

そのため、森林施業の方法は、長伐期施業または複層林施業（択伐によるものを除く）とする。

長伐期施業の立木の伐採（主伐）の時期は、「標準伐期齢×2」とする。皆伐に当たっては、伐採面積の規模が10haを超えないものとする。

複層林施業（択伐によるものを除く）の立木の主伐は、伐採率70%以下の伐採とする。また、標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生息する森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する観点から、天然生林として維持する施業を原則とする。また、必要に応じて植生の復元を図る。このため、森林施業の方法は、択伐による複層林施業とする。主伐は択伐とし、伐採率30%以下の伐採とする。

ただし、伐採後の更新を人工造林による場合は、択伐率は40%以下とすることができる。また、標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を推進する。しかし、特に指定すべき区域はないため、施業方法についても定めないこととする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

由良川地域森林計画に定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能維持増進森林として下記のとおり定める。

(1) 区域の設定

当該森林の区域及び当該区域のうち林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1に定めるものとする。ただし、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないものとする。また、法指定がかかる小班および本市が別に定める場合は除く。

(2) 施業の方法

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を施業の基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

森林施業の方法は育成単層林施業とする。主伐は皆伐とする。

特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業の合理化を図るため、小規模森林所有者や不在村森林所有者等に働きかけ、林業経営の委託への転換を目指すものとする。施業集約化に向けた長期の施業の受委託等、森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

林業経営の委託への転換を目指す上で、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。委託についての森林所有者の合意形成に向け、規模の拡大を図る林業事業者等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを推進していく。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業の受委託に当たっては、受託者が森林の経営を行うことができるよう、造林・保育及び伐採に必要な立木の育成権が付与されるものとする。また、当面の施業を必要としない森林に対する、保護に関する事項を含めたものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

適切な経営管理が行われていない森林について、舞鶴市は森林経営管理制度の活用を図るものとする。本市は森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については森林経営管理法に基づき京都府が公表した民間事業者に経営管理実施権を設定する。一方で、経営管理実施権の設定が困難な森林及

び当該権利を設定するまでの間の森林については、市が森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の管理を推進する。経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

- 5 その他必要な事項
特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林家は、5ha未満の所有者が約90%を占めており、経営規模は極めて零細で、そのほとんどが兼業林家である。また、施業の実施については、山への関心が薄れつつある兼業林家が多く見られることから、施業委託が一層進むことが予想される。

このようなことから、今後の森林施業については、小規模所有者の集団化を促し、森林経営計画を活用して施業の共同化を進め、森林組合等との事業を拡大する。また、高性能機械を活用し、作業の効率化を図るとともに、生産森林組合及び山林組合等組織の活性化を促し、各地域のモデルとなるような施業を進めるよう普及指導を強化して、地域の理解・協力を得る中で、まとまった施業が実施できるよう積極的な働きかけを行うものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

労働力の高齢化・減少や生産基盤整備の遅れに加え、経費の面から、造林・保育等の計画的な取り組みが遅れている。

こうしたことから、森林組合・生産森林組合・山林組合・林業事業体・地元関係者並びに京都府とも十分な連携をとって、地域での合意づくりや推進体制づくりを進めるほか、作業路網の整備を進める等、施業の共同化に向けた積極的な取り組みを図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は、可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化について遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

- 4 その他必要な事項
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

作業路網の整備は、森林の適正な管理及び生産コストの低減を図る上で必要不可欠な施設であるが、本市においては、その整備水準も低く、このことが造林・保育施業、素材の搬出等の大きな障害となっている。

そのため、生産基盤の整備は地域林業発展の基礎であるとの認識のもと、基幹的な路網の開設と、これらの先線・支線となる森林作業道の開設を進め、森林施業の効率的な実施が図られるよう努めるものとする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜（0°～15°）	車両系作業システム	45以上	65以上	110以上
中傾斜（15°～30°）	車両系作業システム	35以上	50以上	85以上
	架線系作業システム	10以上	15以上	25以上
急傾斜（30°～35°）	車両系作業システム	40以上	20以上	60〈50〉以上
	架線系作業システム	15以上	5以上	20〈15〉以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	4以上	1以上	5以上

（注）由良川地域森林計画に定められた林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項を踏まえ、路網の開設に当たっては、木材等生産機能、自然環境の保全、災害の防止等に十分留意するものとする。

路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

「急傾斜」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）として設定する区域は、特にない。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け3森第252号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画は別表2のとおりとする。

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することを原則とする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け3林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日付け9林第406号京都府農林水産部長通知）に則り開設することを原則とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け3林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日付け9林第406号京都府農林水産部長通知）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業従事者の育成

林業従事者の確保・育成は緊急の課題であり、労働環境の総合的な整備を図ることが重要である。そのため、森林組合等との協議の中、賃金・雇用条件の向上など労働条件の改善とともに、とりわけ新規従事者の確保に取り組む。

また、各種雇用対策制度をはじめとする林業OJT研修への参加を促進し、技術の定着・向上を図るとともに、各種資格の習得を奨励し、多様な業務をこなせる技術を身につけることにより、安定した仕事を確保し、雇用の安定化に努めるとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業労働者の視野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等、人材の確保にも努めるものとする。

これらの取組は（公財）京都府林業労働支援センターや京都府立林業大学校との連携を図りながら進めるものとする。

(2) 林業後継者等の育成

森林組合・京都府と連携を取り、林家・生産森林組合等を対象にした講習会・研修会・地域説明会を開催してきたが、高齢化が進む中、若い後継者の発掘が緊急の課題となっている。

既設の舞鶴市林業センター等を活用しながら、後継者の確保等課題の解決に努めるものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合については、施業の共同化による受注体制の整備を図る一方、若年労働者を受入れやすい体制の整備に取り組み、地域林業の核としての組織の強化を図るとともに、小規模林家や不在村地主等の施業委託を積極的に進め、事業量を確保することにより、経営基盤の強化を図る。

また、素材生産業、製材業等の関係者とも連携を図り、新たな林業事業体の育成等、ソフト面からの援助を進め、林業事業体そのものの体制を整える。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の森林の人工林は、7 齢級までの若い林分が 5 % を占め、間伐・保育等の森林施業が必要であると

ともに、8～12 齢級までの林分が37%を占めており、大径材の生産には、引き続いての計画的な間伐が必要である。しかし、林家の経営は零細で、林業従事者の高齢化と減少が進む中、林道等の基盤整備も十分でないため、機械化の遅れは顕著となっている。

森林施業の合理化を図るためには、林業における機械化は不可欠であることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るために、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した林業機械の導入を図るものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) の促進方向を踏まえ、低コストで高効率な機械作業システムの構築を、安全対策の強化とともに進めていく。

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械化の促進方策は、

①間伐作業等森林施業の機械化を促進

②高性能林業機械の導入に当たっては、制度融資をはじめ、補助事業等を積極的に活用

③高性能林業機械のオペレータを養成するため、府等が実施する研修会への積極的な参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減に努めるものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

市内林業事業者による平成29年度以降の間伐材生産量は、年間3,000m³あたりを推移しており、搬出された木材は綾部市にある京都府森林組合連合会京都木材流通センター（綾部ストックヤード）へ搬入されるほか、市内の合板工場の原材料として、それ以外は令和2年度から運転を開始した府内初となる木質バイオマス発電所で燃料利用されるなど、間伐材の質に応じた利用が進められている。また、すべてが合法性木材となるよう、合法伐採木材の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努める。

このように搬出間伐を中心とした森林整備の推進に努めるとともに、木材搬出量及び木材利用量の更なる増加を目指して、林業等に係る機械や林道補修等に関する補助を行い、川上から川下に至る基盤整備の強化に取り組んでいくこととする。また、クリーンなエネルギーとして木質バイオマスの燃料利用としての需要が高まっているため、これまで山に伐り置かれていた未利用材や枝葉、広葉樹などの林地残材についても可能な限り搬出するための支援を引き続き行う。

他方、竹については、平成16年度に建設された竹材炭化研究施設（現在は閉鎖）において、竹炭の生産とともに自然環境の保全や農業・畜産業への竹炭利用の研究がなされた経緯があり、現在では民間活動団体により竹炭製造や竹粉を活用した農業用堆肥の研究開発に関する取組み、幼竹の食用利用への研究が行われている。このように、竹材利用への関心が高まっていることから、有効な竹の利用方法を確立し、森林の健全化を図るものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、イに掲げる捕獲の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、銃器による捕獲（巻狩り猟等によるものをいう。）の実施

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（1）森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本市における松くい虫被害は、近年、減少傾向にあるが、幼齢樹の被害については引き続き確認されている。また、平成9年度からカシノナガキクイムシによるミズナラ・コナラへの被害が認められており、今後も森林組合・京都府と連携して監視に努めるとともに、森林所有者への啓発を行い、被害拡大防止に努めるものとする。森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、森林所有者に対し、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

神崎海岸の松林は、保健保安林に指定されるとともに、海水浴客等多くの人々に親しまれていることから、最重要松林として位置付け、平成6年度より樹幹注入剤による松林保全対策事業に取り組んでおり、今後も継続して松林の保全に取り組むものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向けて鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、捕獲や防護柵の設置等計画的・広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した緩衝帯（鳥獣被害を抑制し、人間が優先して活動を行える場所）として、森林の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、必要に応じ防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

わが国において、古くから害虫駆除等のために林野への火入れが広く行われてきたところである。しかし、無秩序な火入れは山火事を引き起こすことから、舞鶴市森林等の火入れに関する条例並びに法令に準拠して行う事はもとより、その方法や時期には十分に気をつけて行われなければならない。火入れ従事者のみならず関係者すべてに対して火災予防の知識の周知と技術の研鑽を図る。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
特に指定すべき区域はない。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

- ア IIの第2の3の、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の、森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の、共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、別表4のとおり定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

広く林業事業体の育成・強化を行い、山村の活性化、林業後継者の育成を図るとともに、森林組合の経営基盤の強化、林業就業者の確保・育成を図ることにより、より一層の森林整備に努める。また、スギ・ヒノキについては、地域ブランド「丹州材」の供給地として、近隣市との連携を密にし、生産体制の整備、需要拡大を図り、産地形成に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

林道三浜瀬崎線、林道三浜空山線は、大浦半島を縦断する総延長14.8kmの林道として開設され、造林等森林整備が順次進められているが、林道の開設と併せ、展望広場、ふれあい施設が林道沿線に整備され、その優れた展望と四季折々の森林に親しめる場として広く親しまれている。

また、林道三浜瀬崎線の沿線で、多祢山を中心に整備された大浦森林公園は、多様な種類の樹木がみられ、森林浴、ハイキング、自然探索等豊かな自然を体感できる公園として、広く親しまれている。

今後とも、市民が手軽に自然に親しめる場として、森林の有する公益的機能の維持・向上に努めるとともに、施設の整備・維持管理に努めるものとし、林道上漆原線も含め、その整備目標は別表5のとおりとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市民等の参加による森林ボランティアの取り組みについては、京都モデルフォレスト運動との連携を推進し、林業振興や環境保全の応援団として期待するとともに、都市部と農村部の交流を促進するものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

現在、市は大浦地区に位置する天然林を中心に59haの森林を所有している。今後は、漁民の森づくりや造林後の保育・下草刈りの低コスト化の実証実験、木質バイオマス燃料としての活用等、上下流連携による森林整備のモデル地区としての取り組みを促進していく。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

施業履歴が無い等森林整備が特に必要な区域を定め、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から航空レーザー測量を行い、森林境界の明確化、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

また、経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積は、下表に示すとおりとする。

【計画期間内における森林経営管理事業計画】

区域	作業種	面積	備考
未定			

7 その他必要な事項

保安林及び自然公園法指定区域内の施業等、他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

別表 1 森林の区域の設定（ゾーニング）

区 分	森 林 の 区 域
水源涵養機能維持増進森林 10, 418ha	17林班～19林班、24林班、26林班、28林班、37林班、49林班、52林班、56林班、62林班、65林班、69林班、70林班、77林班、87林班～92林班、96林班、97林班、99林班～101林班、110林班～115林班、117林班、120林班、121林班、123林班、124林班、126林班、130林班、131林班、135林班～137林班、139林班、144林班～148林班、150林班～153林班、155林班、162林班～172林班、174林班～176林班、178林班、179林班、183林班、185林班、187林班、188林班、190林班、191林班、193林班～200林班、206林班～209林班、211林班、216林班、221林班、223林班、225林班、231林班、238林班～244林班、247林班、248林班、251林班～256林班、265林班、267林班、268林班、279林班、286林班、295林班、297林班、298林班、310林班～312林班、316林班～318林班、331林班～333林班、336～338林班、341林班
山地災害防止機能等維持増進森林 5, 948ha	20林班～23林班、25林班、27林班、32林班、34林班、40林班、41林班、43林班、50林班、59林班、61林班、63林班、71林班、75林班、79林班、81林班、93林班～95林班、98林班、102林班～109林班、119林班、122林班、125林班、127林班～129林班、132林班、149林班、154林班、156林班～160林班、173林班、181林班、182林班、184林班、189林班、201林班～205林班、210林班、217林班～220林班、226林班～229林班、234林班、237林班、245林班、249林班、260林班、266林班、280林班、285林班、289林班、296林班、299林班、330林班、334林班、339林班、344林班、345林班
快適環境形成機能維持増進森林 3, 540ha	29林班～ 31林班、33林班、35林班、36林班、38林班、39林班、42林班、44林班、46林班～48林班、55林班、57林班、58林班、64林班、66林班～68林班、72林班～74林班、76林班、78林班、80林班、82林班、83林班、116林班、118林班、133林班、134林班、138林班、161林班、177林班、180林班、186林班、192林班、224林班、233林班、235林班、236林班、246林班、250林班、262林班～264林班、278林班、281林班～284林班、335林班、340林班、342林班、343林班、346林班、347林班
保健・文化機能維持増進森林 6, 245ha	1林班～16林班、45林班、51林班、53林班、54林班、60林班、84林班～86林班、140林班～143林班、212林班～215林班、222林班、230林班、232林班、257林班～259林班、261林班、269林班～277林班、287林班、288林班、290林班～294林班、300林班～309林班、313林班～315林班、319林班～329林班
木材等生産機能維持増進森林	1林班～347林班 附属資料：計画概要図参照
うち特に効率的な施業が可能な森林	312林班と小班、337林班お小班、338林班ろ小班、338林班い小班

- (注) 1. 表示の面積は森林 GIS によるもので、森林簿上の面積と食い違いがある。
2. 対象森林は森林計画図で確認のこと。
3. 「特に効率的な施業が可能な森林」は小班内の府有林のみを指定する。

別表 2 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設/拡張	種類	位置（大字、小字）	路線名	延長 (m)	利用区域面積 (ha)	期別
開設	自動車道	久田美（久田美）	石場線	800	57.01	前期 5年
		大俣	梅谷線	860	41.85	
		大俣	深田線	270	23.45	
開設	自動車道	大俣	洞中支線	590	6.58	後期 5年
		大俣	樋尻谷線	340	9.24	
		大俣	赤石線	190	9.19	
【 開 設 計 】				3,050		
拡張 (改良)	自動車道	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	前期 5年
		三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	
		上漆原	上漆原線	4,156	229.56	
		和江	和江線	2,966	149.74	
拡張 (改良)	自動車道	三浜、瀬崎	三浜瀬崎線	9,200	744.70	後期 5年
		三浜、小橋、野原	三浜空山線	5,640	595.60	
		上漆原	上漆原線	4,156	223.44	
		和江	和江線	2,966	149.74	
【 改 良 計 】				43,924		
【 全 計 】				46,974		

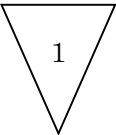
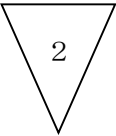
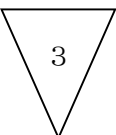
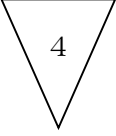
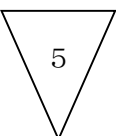
別表 3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	舞鶴市森林整備計画対象森林の全林班 (1～347林班)	26,150.44

別表 4 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
大俣	2～14	748.03
滝ヶ字呂・地頭	1、15～24	626.50
桑飼上・桑飼下	25～37	771.64
西方寺	39～47、75	559.17
上漆原・長谷	58～66、68～70	888.74
下見谷・下漆原 河原	48～57、67、71～74	899.46
志高・大川 岡田由里・富室	38、76～83、121～125	765.13
久田美・真壁	101～120	1259.76
八雲Ⅰ	91～100	550.41
八雲Ⅱ	126～139	833.15
神崎	84～90	421.90
高野	190～200	1107.38
四所	201～214	1482.63
中筋	182～189	766.05
余内・池内Ⅰ	143～159	1475.65
池内Ⅱ	160～181	2061.80
北吸・中舞鶴 安久	140～142、269～277	842.05
倉梯・与保呂	248～268	1639.77
祖母谷	239～246	573.87
志楽・溝尻	222、224～238、247	1260.93
朝来	215～221、223、278～284	1184.72
西大浦	285～304、306～311	2254.63
河辺	335～347	1177.95
東大浦	312～334	1999.12

別表5 森林の総合利用施設の整備計画

施 設 の 種 類	現 状 (参 考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
ふれあい広場	野原地区	1, 680 m ² 駐車場 四阿 1棟 ベンチ			
展望広場	三浜地区	415 m ² 駐車場 ベンチ			
遊歩道	上漆原地区	2, 144 m	上漆原地区	1, 000 m ベンチ	
駐車場			上漆原地区	330 m ²	
休憩施設	上漆原地区	3箇所 ベンチ 案内板	上漆原地区	150 m ² 四阿 ベンチ	
鳥獣観察舎			上漆原地区	175 m ² 野鳥観察壁	